

(3) 財団法人 鳥取県文化振興財団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成21年度)

職 員 数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
36 人	102,440 千円	24,603 千円	27,959 千円	155,002 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成22年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
252,092 円	291,625 円	42.3 歳

- (注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び、退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。
 3 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
独自給料表 大学卒 高校卒		その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備 考
—	大学卒	184,250円	214,400円	309,038円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	293,209円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	内 容			
賞 与	(支給割合)			
	区 分	給料月額に 乗じる割合(A)	扶養手当に 乗じる割合(B)	
	6月期	1.65月分	1.07月分	
	12月期	1.70月分	1.16月分	
	計	3.35月分	2.23月分	
(注) 支給額は(A)+(B)				
職制上の段階、職務の				
級等による加算措置 無				
(平成21年度実績) ※県派遣職員1名分含む(県給与条例適用)				
支給総額		支給職員数	1人当たり 平均支給額	
27,958,701円		36人	776,631円	
退職手当 (中小企業退職 金共済制度)	(支給額)			
	勤続20年	4,266,560円		
勤続25年	5,473,280円			
勤続35年	8,073,280円			
勤続40年	9,468,640円			
(その他の加算措置) 無				
(平成21年度実績)				
1人当たり平均支給額 656,000円				
(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した				
一般職員に支給された平均額です。				
時間外勤務 手当 (県の規定に 準ずる)	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成21年度	8,182,308円	24人	340,930円

区 分	内 容				
	対象職員	支 給	月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	常務理事	10,000 円		
		事務局長	5,000 円		
		館長	55,000 円		
		部長、室長(級給6~10)	45,000 円		
		部長、室長(級給1~5)	35,000 円		
		副部長、副室長	35,000 円		
		課長	30,000 円		
		(平成21年度実績)			
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額	
		5,427,600 円	12 人	37,692 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円		
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円		
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで	11,000 円		
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000円を加算		
		(平成21年度実績)			
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
			2,952,000 円	15 人	16,400 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給		
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額		
		(平成21年度実績)			
			支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
			1,659,000 円	9 人	15,361 円

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用者	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		（平成21年度実績）	
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	6,382,081 円	30 人	17,728 円

6 役員の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	100,000 円	—	
常 務 理 事	282,700 円	6 月期 給料月額に1.65を乗じて得た額に、扶養手当に1.07を乗じて得た額を加算 12月期 給料月額に1.70を乗じて得た額に、扶養手当に1.16を乗じて得た額を加算	県民文化会館館長を兼務
監 事	監査 1日当たり 30,000円以内 理事会出席 1日当たり 10,200円以内	—	

・ 常務理事については、常勤のため、このほかに管理職手当・扶養手当・通勤手当を支給。

7 給与制度の変更

該当なし